

# 指名停止措置について

## 記者発表資料

北陸地方整備局は、本日、水道機工株式会社（所在地 東京都世田谷区）外  
1社に対して指名停止措置を行いました。

詳細は別紙のとおりです。

令和5年4月21日

国土交通省  
北陸地方整備局

同時発表記者クラブ：管内各県記者クラブ

【問い合わせ先】

北陸地方整備局 総務部 契約課長 伊藤 貴子  
電話 025-370-6647（課直通）

北陸地方整備局 総務部 契約管理官 成澤 裕子  
電話 025-370-6650（課直通）

※港湾空港関係工事に係る措置に関するもの

指名停止措置の概要

## 1. 指名停止措置業者名及び住所

| 指名停止措置業者名                | 住 所                                    |
|--------------------------|----------------------------------------|
| ①水道機工株式会社<br>②株式会社水機テクノス | ①東京都世田谷区桜丘5-48-16<br>②東京都世田谷区桜丘5-48-16 |

## 2. 指名停止措置期間：①令和5年4月21日～令和5年7月20日（3ヶ月）

※港湾空港関係を除く

## ①令和5年4月21日～令和5年9月20日（5ヶ月）

※港湾空港関係に限る

## ②令和5年4月21日～令和5年7月20日（3ヶ月）

## 3. 指名停止措置の範囲：北陸地方整備局管内

## 4. 事実概要

上記有資格業者2社は、令和5年2月10日、経営事項審査において、資格要件を満たさない者を技術職員名簿に記載し虚偽の申請を行うことにより得た経営事項審査結果を公共工事の発注者に提出し、公共発注者がその結果を資格審査に用いたことが、建設業法第28条第1項第2号に該当すると認められるとして、関東地方整備局長より監督処分（営業停止45日間）を受けた。

また、①水道機工(株)は同日、建設業法第26条の規定に違反して、長野県を含む地域において資格要件を満たさない者を主任技術者及び監理技術者として工事現場に配置していたことが、建設業法第28条第1項第2号に該当すると認められるとして、同局長より監督処分（営業停止22日間）を受けた。

## 5. 措置理由

上記4. については、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号）及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月31日付け港管第927号）別表第2第13号に該当し、これを準用する「国土交通省所管の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」（平成14年10月29日付け国官会第1562号）第1条についても該当することから、指名停止措置を講ずるものである。

## 参考

## ○「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2（抜粋）

| 措 置 要 件                                                                                                    | 期 間                      |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------|
| （建設業法違反行為）<br>13 当該地方整備局が所管する区域内において、建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき（次号に掲げる場合を除く。）。 | 当該認定をした日から<br>1ヵ月以上9ヵ月以内 |